



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 防除の実施・3件（自然保護課）…………… 1
- 公共測量の実施の通知（農地農村整備課）…………… 5
- 道路の区域の変更（道路管理課）…………… 5
- 都市計画事業の変更の認可・4件（都市公園課）…………… 5

公 告

- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知（都市公園課）…………… 7
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課）…………… 7
- 開発行為に関する工事の完了・13件（南部土木事務所）…………… 8

公安委員会事項

- 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の規定による安全対策優良海域
レジャー提供者の指定…………… 11

告 示

沖縄県告示第57号

沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号。以下「条例」という。）第36条第1項の規定により、次のとおり防除を行う。

令和4年3月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 防除の対象となる指定外来種の名称 イノシシ (*Sus scrofa*)（以下「イノシシ」という。）
- 2 防除を行う区域及び期間
 - (1) 区域 渡嘉敷村及び座間味村の区域
 - (2) 期間 令和4年4月1日から令和13年3月31日まで
- 3 防除の内容
 - (1) 防除の方法
 - ア 検討委員会の設置 防除の進捗状況の検証及び防除に係る適切な助言等を得るため、必要に応じてイノシシの防除に係る有識者等からなる検討委員会を設置し、定期的を開催するものとする。
 - イ 捕獲
 - (イ) イノシシの個体及び希少野生動物の生息状況に応じ、以下の捕獲手法の中から効果的な手法を選択し、かつ、講習を受けた従事者により捕獲を進めるものとする。
 - a わな又は銃を使用した捕獲
 - b 探索犬を用いた探索又は分布の確認
 - c その他の手法
 - (ロ) 捕獲の実施に際しては、次の事項に留意するものとする。
 - a 防除に使用する猟具を適切に管理できる体制の整備等、錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、条例に基づく防除を実施していることを証する書類を携帯するものとする。
 - b 防除に使用するわなには、わなごとに、条例に基づく防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、電話番号等の連絡先を記載した標識を装着するものとする。

- c イノシシ以外の種に属する野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域を避けるよう配慮するものとする。
- d 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第9項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施するものとする。
- e イノシシの嗜好する餌を用いてその個体をわなに誘引する方法により捕獲を行う場合には、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行うものとする。

ウ 捕獲等のための施設 イノシシの個体を捕獲するために用いる施設の構造及び強度については、その飼養等のために用いる施設に準じ、条例第31条第1項の基準に適合したものとする。

エ 防除により捕獲した個体の処分 捕獲した個体は防除実施者の責任の下、適切に処分することとし、防除の従事者等による個人的な持ち帰りのないよう管理を徹底するものとする。

オ 飼養等のための施設 捕獲した個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強度については、条例第31条第1項の基準に適合したものとする。ただし、捕獲した個体をわなに入れたままで一時保管する場合又は当該わなを自動車の荷台等に積んで運搬する場合であって、当該わなに施設設備が施されている場合その他の逸出防止の措置が講じられている場合は、この限りでない。

カ モニタリング イノシシの個体の生息状況及び希少野生動植物の被害状況を適切にモニタリングし、防除の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努めるものとする。

(2) 在来生物の捕獲等を避けるための措置 わなを設置して捕獲等をする場合は、定期的に当該わなを巡視するものとする。

(3) 関係法令の遵守 防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

4 その他

(1) 防除手法等の技術の開発 知事は、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の提供に努めるものとする。

(2) 普及啓発の推進 知事は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての普及啓発に努めるものとする。

沖縄県告示第58号

沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号。以下「条例」という。）第36条第1項の規定により、次のとおり防除を行う。

令和4年3月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 防除の対象となる指定外来種の名称 ニホンイタチ (*Mustela itatsi*)（以下「ニホンイタチ」という。）

2 防除を行う区域及び期間

- (1) 区域 宮古島市の区域
- (2) 期間 令和4年4月1日から令和14年3月31日まで

3 防除の内容

(1) 防除の方法

ア 調査

(イ) 知事は、ニホンイタチの個体の全県的な生息状況及び被害状況を把握するため、情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。

(ロ) 知事は、防除を行う区域において詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な限り行い、効率的な防除に努めるものとする。

イ 作業部会の設置 防除の進捗状況の検証及び防除に係る適切な助言等を得るため、必要に応じてニホンイタチの防除に係る有識者等からなる作業部会を設置し、定期的に開催するものとする。

ウ 捕獲

(イ) ニホンイタチの個体及び希少野生動物の生息状況に応じ、以下の捕獲手法の中から効果的な手法

を選択し、かつ、講習を受けた従事者により捕獲を進めるものとする。

- a 計画的配置に基づくかごわなを使用した捕獲
- b 希少野生動物の混獲のおそれの少ない場所における捕殺式わなを使用した捕獲
- c 探索犬を用いた探索又は分布の確認
- d 誘因物質の使用その他の手法

(i) 捕獲の実施に際しては、次の事項に留意するものとする。

- a 防除に使用する猟具を適切に管理できる体制の整備等、錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、条例に基づく防除を実施していることを証する書類を携帯するものとする。
- b 防除に使用するかごわな及び捕殺式わな（以下「かごわな等」という。）には、かごわな等ごとに、条例に基づく防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、電話番号等の連絡先を記載した標識を装着するものとする。
- c ニホンイタチ以外の種に属する野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域を避けるよう配慮するものとする。
- d 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第9項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施するものとする。
- e ニホンイタチの嗜好する餌を用いてその個体をかごわなに誘引する方法により捕獲を行う場合には、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行うものとする。

エ 捕獲等のための施設 ニホンイタチの個体を捕獲するために用いる施設の構造及び強度については、その飼養等のために用いる施設に準じ、条例第31条第1項の基準に適合したものとする。

オ 防除により捕獲した個体の処分

- (7) 捕獲した個体は防除実施者の責任の下、適切に処分することとし、防除の従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないよう管理を徹底するものとする。
- (8) 捕獲した個体を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与えない適切な方法により処分するものとする。
- (9) 捕獲した個体については、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的である場合に限り、譲渡することができるものとする。

カ 飼養等のための施設 捕獲した個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強度については、条例第31条第1項の基準に適合したものとする。ただし、捕獲した個体をかごわなに入れたままで一時保管する場合又は当該かごわなを自動車の荷台等に積んで運搬する場合であって、当該かごわなに施錠設備が施されている場合その他の逸出防止の措置が講じられている場合は、この限りでない。

キ モニタリング ニホンイタチの個体の生息状況並びに希少野生動物の生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の進捗状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努めるものとする。

(2) 在来生物の捕獲等を避けるための措置 かごわな等を設置して捕獲等をする場合は、定期的に当該かごわな等を巡視するものとする。

(3) 関係法令の遵守 防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

4 その他

(1) 防除手法等の技術の開発 知事は、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の提供に努めるものとする。

(2) 普及啓発の推進 知事は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての普及啓発に努めるものとする。

沖縄県告示第59号

沖縄県希少野生動物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号。以下「条例」という。）第36条第1項の規定により、次のとおり防除を行う。

令和4年3月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 防除の対象となる指定外来種の名称 インドクジャク (*Pavo cristatus*) (以下「インドクジャク」という。)
- 2 防除を行う区域及び期間
 - (1) 区域 竹富町の区域
 - (2) 期間 令和4年4月1日から令和14年3月31日まで
- 3 防除の内容
 - (1) 防除の方法
 - ア 調査
 - (イ) 知事は、インドクジャクの個体の全体的な生息状況及び被害状況を把握するため、情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。
 - (ロ) 知事は、防除を行う区域においてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な限り行い、効率的な防除に努めるものとする。
 - イ 作業部会の設置 防除の進捗状況の検証及び防除に係る適切な助言等を得るため、必要に応じてインドクジャクの防除に係る有識者等からなる作業部会を設置し、定期的を開催するものとする。
 - ウ 捕獲
 - (イ) インドクジャクの個体及び希少野生動物の生息状況に応じ、以下の捕獲手法の中から効果的な手法を選択し、かつ、講習を受けた従事者により捕獲を進めるものとする。
 - a くくりわな又は空気銃を使用した捕獲
 - b 計画的配置に基づくかごわなを使用した捕獲
 - c 希少野生動物の混獲のおそれの少ない場所における捕殺式わなを使用した捕獲
 - d 探索犬を用いた生体及び営巣卵の探索又は分布の確認
 - e 誘因物質の使用その他の手法
 - (ロ) 捕獲の実施に際しては、次の事項に留意するものとする。
 - a 防除に使用する猟具を適切に管理できる体制の整備等、錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、条例に基づく防除を実施していることを証する書類を携帯するものとする。
 - b 防除に使用するくくりわな及びかごわな(以下「くくりわな等」という。)には、くくりわな等ごとに、条例に基づく防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、電話番号等の連絡先を記載した標識を装着するものとする。
 - c インドクジャク以外の種に属する野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。
 - d 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第2条第9項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施するものとする。
 - e インドクジャクの嗜好する餌を用いてその個体をくくりわな等に誘引する方法により捕獲を行う場合には、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行うものとする。
 - エ 捕獲等のための施設 インドクジャクの個体を捕獲するために用いる施設の構造及び強度については、その飼養等のために用いる施設に準じ、条例第31条第1項の基準に適合したものとする。
 - オ 防除により捕獲した個体の処分
 - (イ) 捕獲した個体は防除実施者の責任の下、適切に処分することとし、防除の従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないよう管理を徹底するものとする。
 - (ロ) 捕獲した個体を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与えない適切な方法により処分するものとする。
 - (ハ) 捕獲した個体については、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的である場合に限り、譲渡することができるものとする。
 - カ 飼養等のための施設 捕獲した個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強度については、条例第31条第1項の基準に適合したものとする。ただし、捕獲した個体をかごわなに入れたままで一時保管する場合又は当該かごわなを自動車の荷台等に積んで運搬する場合であって、当該かごわなに

施設設備が施されている場合その他の逸出防止の措置が講じられている場合は、この限りでない。

キ モニタリング インドクジャクの個体の生息状況並びに希少野生動物の生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の進捗状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努めるものとする。

- (2) 在来生物の捕獲等を避けるための措置 くくりわな等を設置して捕獲等をする場合は、定期的に当該くくりわな等を巡視するものとする。
- (3) 関係法令の遵守 防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

4 その他

- (1) 防除手法等の技術の開発 知事は、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の提供に努めるものとする。
- (2) 普及啓発の推進 知事は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての普及啓発に努めるものとする。

沖縄県告示第60号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宮古島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年3月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市下地地内（上地中部地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和4年1月21日から同年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、令和4年3月4日から同月17日まで一般の縦覧に供する。

令和4年3月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊計平良川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	うるま市字与那城池味554番2から うるま市字与那城平宮4番まで	7.0m ～ 35.5m	3,800.0m
新	うるま市字与那城池味554番2から うるま市字与那城平宮4番まで	7.0m ～ 35.5m	3,800.0m
	うるま市字与那城上原門口200番1から うるま市字与那城桃原長谷1442番まで	13.2m ～ 65.5m	1,400.0m

沖縄県告示第62号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和47年沖縄県告示第169号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年3月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 那覇市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・那2号末吉公園
 - 3 事業施行期間 昭和47年9月20日から令和9年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の変更
-

沖縄県告示第63号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成2年沖縄県告示第519号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年3月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 那覇市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 3・3・那8号森口公園
 - 3 事業施行期間 平成2年6月15日から令和9年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の変更
-

沖縄県告示第64号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成3年沖縄県告示第100号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年3月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 那覇市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・那6号新都心公園
 - 3 事業施行期間 平成3年2月15日から令和6年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の変更
-

沖縄県告示第65号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成19年沖縄県告示第402号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年3月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業

- (2) 名称 3・3・那5号虎瀬公園
- 3 事業施行期間 平成19年6月15日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・那5号首里城公園
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 事業施行期間 昭和62年10月23日から令和9年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和4年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により沖縄県指定試験機関として指定した公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

令和4年3月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 試験期日及び時間
 - (1) 二級建築士試験
 - ア 学科の試験 令和4年7月3日午前10時10分から午後5時20分まで
 - イ 設計製図の試験 令和4年9月11日午前11時から午後4時まで
 - (2) 木造建築士試験
 - ア 学科の試験 令和4年7月24日午前10時10分から午後5時20分まで
 - イ 設計製図の試験 令和4年10月9日午前11時から午後4時まで
- 2 試験会場
 - (1) 二級建築士試験
 - ア 学科の試験 沖縄職業能力開発大学校 沖縄市宇池原2994番地2
 - イ 設計製図の試験 沖縄職業能力開発大学校 沖縄市宇池原2994番地2
 - (2) 木造建築士試験
 - ア 学科の試験 沖縄職業能力開発大学校 沖縄市宇池原2994番地2
 - イ 設計製図の試験 沖縄職業能力開発大学校 沖縄市宇池原2994番地2
- 3 受験申込手続
 - (1) 受験申込方法 センターのホームページにおいて、必要な事項を入力し、申し込むこと。なお、身体に障害があるためにインターネットを利用することが困難である場合その他インターネットによる受験の申込みを行うことができない正当な理由がある場合には、令和4年4月6日までにセンター本部（電

話番号03-6261-3310)に申し出ること。

(2) 受験申込受付期間及び時間 令和4年4月1日午前10時から同月14日午後4時まで

4 合格者の発表

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験 令和4年8月23日に発表する予定である。

イ 設計製図の試験 令和4年12月1日に発表する予定である。

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験 令和4年9月6日に発表する予定である。

イ 設計製図の試験 令和4年12月1日に発表する予定である。

5 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益社団法人沖縄県建築士会の事務所に掲示するとともに、センターのホームページに掲載する。

6 その他 設計製図の課題は、令和4年6月8日以後にセンターのホームページに掲載する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年3月4日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年7月6日 沖縄県指令南土第317号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字真栄平東原1661番3及び1661番4のそれぞれの一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字屋宜原212番地ゲートヴィラ八重瀬503号室 具志元 気、八重瀬町字屋宜原212番地ゲートヴィラ八重瀬503号室 具志葉
- 5 検査済証番号 令和3年12月15日 N第1241号
- 6 工事完了年月日 令和3年12月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年3月4日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年9月29日 沖縄県指令南土第410号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根白川原1175番24及び1175番25
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字潮平694番地嶋マンション305号 崎濱盛道、糸満市字潮平694番地嶋マンション305号 崎濱美幸
- 5 検査済証番号 令和3年12月15日 N第1242号
- 6 工事完了年月日 令和3年12月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年3月4日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年5月24日 沖縄県指令南土第236号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮城前田原340番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字新川204番地3ふぁみーゆ中村103 安谷屋誘哉、南風原町字新川204番地3ふぁみーゆ中村103 安谷屋章子
- 5 検査済証番号 令和3年12月20日 N第1243号

6 工事完了年月日 令和3年12月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年3月4日

沖縄県南部土木事務所長 金城利幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年3月24日 沖縄県指令南土第122号、令和3年3月1日 沖縄県指令南土第64号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波前原1033番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市具志3丁目2番18号ハイツ上原C-2 志喜屋盛之
- 5 検査済証番号 令和3年12月21日 N第1244号
- 6 工事完了年月日 令和3年12月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年3月4日

沖縄県南部土木事務所長 金城利幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年3月4日 沖縄県指令南土第66号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平西徳枅原1395番8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平794番地1丸島アパート301号室 新垣泰司
- 5 検査済証番号 令和3年12月22日 N第1245号
- 6 工事完了年月日 令和3年11月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年3月4日

沖縄県南部土木事務所長 金城利幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年3月4日 沖縄県指令南土第67号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平西徳枅原1395番12
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字伊覇251番地コーポ新3-A 新垣陽介
- 5 検査済証番号 令和3年12月24日 N第1246号
- 6 工事完了年月日 令和3年11月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年3月4日

沖縄県南部土木事務所長 金城利幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年8月14日 沖縄県指令南土第377号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平世星原796番37
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平842番地3 2F 大城幸成
- 5 検査済証番号 令和3年12月27日 N第1247号
- 6 工事完了年月日 令和3年12月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年3月4日

沖縄県南部土木事務所長 金城利幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年9月15日 沖縄県指令南土第393号、令和3年5月6日 沖縄県指令南土第202号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波西原531番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 与那原町字東浜78番地の54ダイヤハウス603 照喜名朝輝、与那原町字東浜78番地の54ダイヤハウス603 照喜名真理子
- 5 検査済証番号 令和3年12月28日 N第1248号
- 6 工事完了年月日 令和3年12月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年3月4日

沖縄県南部土木事務所長 金城利幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年5月20日 沖縄県指令南土第232号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長翁長原44番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字高安493番地メゾン大勝7-D 瀬底千賀
- 5 検査済証番号 令和3年12月28日 N第1249号
- 6 工事完了年月日 令和3年12月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年3月4日

沖縄県南部土木事務所長 金城利幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年5月11日 沖縄県指令南土第208号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字北波平田例原455番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字賀数469番地ニュー・ワールド206号 西澤孝一
- 5 検査済証番号 令和3年12月28日 N第1250号
- 6 工事完了年月日 令和3年12月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年3月4日

沖縄県南部土木事務所長 金城利幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年5月13日 沖縄県指令南土第216号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大里大里原191番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山1316番地3 スカイネオII 204 神谷弘信
- 5 検査済証番号 令和4年1月11日 N第1251号
- 6 工事完了年月日 令和3年12月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年3月4日

沖縄県南部土木事務所長 金城利幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年12月18日 沖縄県指令南土第931号、令和2年6月4日 沖縄県指令南土第221号（変更）、令和4年1月11日 沖縄県指令南土第17号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字外間外間原22番13
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山1663番地1パレドール西崎103 比嘉将志
- 5 検査済証番号 令和4年1月12日 N第1252号
- 6 工事完了年月日 令和3年11月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年3月4日

沖縄県南部土木事務所長 金城利幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年11月30日 沖縄県指令南土第499号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字山城山城原124番1及び123番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字大里2018番地県営高嶺団地4号棟105号 仲門幸則
- 5 検査済証番号 令和4年1月14日 N第1253号
- 6 工事完了年月日 令和3年12月27日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第27号

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）第23条第1項の規定により、安全対策優良海域レジャー提供業者を次のとおり指定したので、同条第6項の規定により告示する。

令和4年3月4日

沖縄県公安委員会

業種	事業所名	業者名	指定期間
海水浴場	ブセナビーチ	ザ・テラスホテルズ株式会社 (代表取締役) 國場幸伸、國場幸一	令和4年2月15日から 令和5年2月14日まで
プレジャー ボート提供業	BLUE ZONE	株式会社BLUE ZONE (代表取締役) 柏谷正幸	令和4年2月2日から 令和5年2月1日まで
	株式会社マリンランド	株式会社マリンランド (代表取締役) 真栄城弘	同上
	沖縄ネイチャーコー ディネート・アンダ ゴ	沖縄ネイチャーコー ディネート・アンダ ゴ (代表者) 小泉憲太	同上
	瀬底ビーチマリンク ラブ	グローバル・プラン株式会社 (代表取締役) 佐々木拓道	同上
	有限会社アイランド	有限会社アイランドワークス	同上

	ワークス	(代表取締役) 藤井一郎	
	トータルマリンス ポットNEWS恩納 店	有限会社NEWS (取締役) 万田寿也	令和4年2月15日から 令和5年2月14日まで
	海先案内人 シート ラスト沖縄	海先案内人 シートラスト沖縄 (代表者) 江渕友博	同上
	マリクラブナギ	株式会社ナギ (代表取締役) 稲村雅司	同上
潜水業	マリンハウスシー サー阿嘉島店	株式会社シーサー (代表取締役) 稲井日出司	令和4年2月2日から 令和5年2月1日まで
	BLUE ZONE	株式会社BLUE ZONE (代表取締役) 柏谷正幸	同上
	CHABA G u a	CHABA G u a (代表者) 小林宏行	同上
	瀬底ビーチマリクラブ	グローバル・プラン株式会社 (代表取締役) 佐々木拓道	同上
	WAVE	WAVE (代表者) 渋谷誠一郎	令和4年2月3日から 令和5年2月2日まで
	株式会社ラグーン	株式会社ラグーン (代表取締役) 池野正一	同上
	バブルボックス	バブルボックス (代表者) 水田知志	同上
	マリクラブナギ	株式会社ナギ (代表取締役) 稲村雅司	令和4年2月15日から 令和5年2月14日まで
	海先案内人 シート ラスト沖縄	海先案内人 シートラスト沖縄 (代表者) 江渕友博	同上
	ディーズパルス沖縄	アーリーワールド株式会社 (代表取締役) 矢野貢	同上
	トータルマリンス ポットNEWS恩納 店	有限会社NEWS (取締役) 万田寿也	同上
	株式会社アークダイ ブ	株式会社アークダイブ (代表取締役) 白川一	同上

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---